

第110回定時株主総会資料  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

- 事業報告  
業務の適正を確保するための体制  
会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類  
連結注記表
- 計算書類  
個別注記表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

セントラル硝子株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

## 業務の適正を確保するための体制

- I 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 取締役会は、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び執行役員の業務執行を監督する。
  2. コンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
  3. 内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外（弁護士事務所）へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。
  4. 内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行う。監査状況については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告し、内部監査の実効性をより高める。
  
- II 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  1. 取締役会、委員会等の各種会議体の議事録作成は、各会議体の規程で定めるとともに、その他重要な意思決定に関する文書の作成は、稟議規程で定めることとし、文書の整理、保存及び廃棄については、情報の適切な管理を行うため、文書保存管理規程を制定する。
  2. 取締役及び監査役は、これらの議事録及び重要文書をいつでも閲覧することができる。
  
- III 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  1. 特に重要と認められるリスクに関しては、これに対応した各種委員会を設置し規程を制定するとともに、各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたりスクの管理を行う。
  2. 新たなリスクが生じ若しくは生じ得る場合は、速やかに対応責任者となる執行役員を定める。また、当社の取締役会は、随時、委員会、担当執行役員から報告を受け、若しくはこれらに対し報告を求め、社会的責任を含めたりスクの把握に努め、必要な対応策を講じる。
  
- IV 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  1. 執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離することで取締役会をスリム化するとともに、職務権限を分担し、業務機構、業務分掌及び職制を定めて、指揮命令系統を明確化し、意思決定が迅速且つ適切に実行される体制を整備する。
  2. 経営会議は、役付執行役員及び取締役会で定めた担当を持つ執行役員で構成し、業務執行上重要な事項を審議し、社長執行役員が務める議長が決定する。また、取締役会への上程議案を審議する。

V 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

1. 関係会社規程を定め、子会社の状況に応じた必要な管理を行う。
2. 関係会社規程に従い、各子会社に対する総括責任者として当社担当役員をそれぞれ定めるとともに、各子会社の業務について指導、監督する当社管理部署をそれぞれ定めて、各管理部署は子会社の業務状況について適宜総括責任者に報告、協議するものとする。
3. 関係会社規程に従い、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、必要に応じて、決算、業務内容を当社重要会議に報告するものとする。

VI 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会に事務局を置き、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフがこれにあたり、必要な人員を配置する。また、内部監査、経理、総務、法務部門も監査役を補助する。

VII 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役は、監査役スタッフの取締役及び執行役員からの独立性の確保に留意し、必要あると認めるときは、取締役及び執行役員との間で協議の機会を持たなければならないこととする。
2. 監査役を補助すべき使用人の人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

VIII 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、監査役職務を補助すべき使用人の体制の強化に努めるものとする。
2. 補助使用人に関して、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行うこととする。

IX 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制・子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が監査役に報告するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、重要な会議又は委員会に出席するとともに、出席しない場合には、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。
2. 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに報告しなければならない。
3. 取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等は、監査役から調査、報告若しくは説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

X 監査役に報告した取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告した取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けてはならない。

XI その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、代表取締役、内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持つ等の方法により、適宜意見交換を行う。
2. 監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について会社に請求することができる。

XII 業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「企業理念」を掲げ、この「企業理念」の下、当社の利害関係者に対して、誠実な企業活動を行うための行動規範として「行動規範」を制定し、当社及び当社の子会社を含めて全社的に規範の実践を推進している。

取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて適宜開催し、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。

当社管理部署は各子会社の業務について指導、監督を行い、その状況を適宜総括責任者に報告、協議している。また、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、決算、業務内容を当社重要会議に報告している。

関係会社社長が出席する会議を開催しており、当社グループの経営課題について情報共有を行っている。

内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行っている。監査状況については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告している。

2. コンプライアンスを確保するための体制

当事業年度においてコンプライアンス推進委員会を1回開催し、その活動状況を取締役に報告するとともに、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンス遵守の推進を行っている。

具体的には、当社の役員を対象としたコンプライアンス教育、社長メッセージによる内部通報制度の周知等を必要に応じて行っている。

### 3. リスク管理に関する体制

当事業年度において各種委員会を適宜開催し、各専門テーマに関する審議、調査、指導、啓蒙活動を行い、その活動状況を取締役に報告している。また、各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたリスクの管理を行っている。

また、営業秘密・重要文書等の情報資産の適切な保護と管理のため、「営業秘密管理規程」、「営業秘密管理基準」、「文書保存管理規程」、「情報セキュリティ規則」等を整備している。

### 4. 取締役の職務の執行に関する体制

執行役員制度を導入し、取締役の監督機能と執行役員の業務執行機能を明確化すると同時に、定期的に開催する取締役会で、執行役員等から業務執行に関する報告を受けることとし、業務執行の監督体制を整備、充実している。

当事業年度において取締役会を15回開催し、法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。

### 5. 監査役の職務の執行に関する体制

当事業年度において監査役会を17回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議している。

取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査するとともに、各事業場及び子会社等の業務遂行状況に関する監査を行っている。

代表取締役と定期的に会合を開き、経営上及び監査上の重要な課題等について意見交換を行っている。

監査部、会計監査人と定期的に意見交換を行い、相互の連携を図っている。

## 会社の支配に関する基本方針

### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご自由な意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、(1)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）に対する明白な侵害をもたらすもの、(2)株主の皆様に株式の売却を事実上強要するもの、(3)当社取締役会が、大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を提示するために合理的に必要となる期間を与えないもの、(4)株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要となる情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、(5)買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う大規模買付者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様に還元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、大規模買付行為により、このような株主共同の利益が毀損される場合には、かかる大規模買付行為を行う大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針としております。

#### 2. 基本方針策定の背景

昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっていました。

当社は、このような動きに鑑み、大規模買付者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えております。

以上の事情を背景として、当社は上記1. のとおり基本方針を策定いたしました。

### II 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様にご中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記1. の中期計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記2. のコー

ポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記 I の基本方針の実現に資するものであると考えております。

## 1. 中期計画等による企業価値向上への取組み

### (1) 当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、“ものづくりで築くより良い未来”「セントラル硝子グループは、ものづくりを通じて、真に豊かな社会の実現に貢献します。」を基本理念とし、その実現に向けて進むべき方向性を具体的に定めた基本方針と合わせて、企業理念として掲げております。

当社グループが創業当時から企業活動の中心に据えております「ものづくり」は、誠実を基本姿勢とした、研究開発、製造、販売等の企業活動全般を意味しており、今後の更なる飛躍に向けても、すべての基礎になるものと考えております。

各事業活動においては、伸ばすべき事業に経営資源を投入し、その事業基盤の強化を図るとともに、当社が保有する独創的な技術を通じて、高機能、高付加価値製品分野の拡充を図ります。また、環境対応・省エネルギー化の推進や、グローバルな事業展開による収益力の向上に注力し、安定した財務体質のもと企業価値を増大させることを常に目指し続けてまいります。

これらの方針のもと、経営全般にわたり効率性を高め企業体質の変革をはかるとともに、研究開発力の強化と成長事業への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。

## (2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2022年～2024年を対象とした中期計画を2022年5月11日に策定いたしました。同計画の概要は以下の通りです。

### 〈基本方針〉

#### ①事業基盤の強化と独創的な技術を通じて新たな成長へ

##### イ. 成長基調への回帰

- ・伸ばすべき事業へ経営資源を集中、収益事業モデルの確立と成長市場への事業展開を加速
- ・化成事業は、これまでの投資成果を回収、更なる将来への投資の継続
- ・ガラス事業は構造改革を仕上げ、収益事業へ再生
- ・その他の事業は収益力を更に高め、フリーキャッシュフローを最大化

##### ロ. 将来の成長を担保する研究開発の強化を継続

##### ハ. 全従業員が品質意識を高め、ステークホルダーへ安心と信頼を提供

#### ②健全な財務基盤の維持

##### イ. 株主還元、投資、財務規律のバランスが取れたキャッシュフローの配分

#### ③地球環境への貢献

##### イ. 温室効果ガス排出量削減

##### ロ. 環境負荷低減に貢献する製品、技術の提供

### 〈財務目標(2024年度)〉

営業利益	140億円
営業利益率	8%
ROE（自己資本利益率）	12%
株主総還元性向	30%以上
DOE（株主資本配当率）	3.6%

## 2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、一層の企業価値の向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応することができる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めてまいります。

### (2) 会社の機関及び内部統制体制の整備の状況等

当社は、取締役会と監査役会をコーポレート・ガバナンスの基礎とした上で、執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離することで取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。

また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正性を担保、且つ、恣意的な判断を排除する役割を担っております。

そして、会社法に定める内部統制体制の構築に関する基本方針を2006年5月15日開催の取締役会において決議し、全社的な内部統制体制の整備に努めております。かかる基本方針については、下記に例示しております項目につき一部改正を随時行っており、適切な運用に努めております。

- ・コンプライアンス推進委員会の設置
- ・反社会的勢力の排除
- ・社外取締役の選任
- ・内部通報制度の拡充
- ・秘密情報の適正な管理体制の構築
- ・金融商品取引法改正に伴う未公表の内部情報の伝達及び取引推奨行為の規制
- ・会社法及び会社法施行規則の改正に伴う企業集団における業務の適正を確保するための体制整備及び監査役の監査を支える体制等の整備

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に基づき当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模な買付行為を行おうとする者に対しては、大規模な買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

### Ⅳ 上記Ⅱ及びⅢの各取組みについての当社取締役会の判断

上記Ⅱ及びⅢの各取組みは、いずれも上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものと考えております。従いまして、当社は、これらの取組みにつきまして、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以 上

## 連結注記表

### I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	23社
主要な連結子会社の名称	セントラル硝子プロダクツ株式会社 他22社
異動の状況	重要性による非連結子会社からの異動 2社 セントラル硝子プロダクツ株式会社 他1社

##### (2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数	5社
主要な非連結子会社の名称	双和運輸倉庫株式会社 他4社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社の会社間取引等消去後の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

関連会社の数	6社
主要な関連会社の名称	聖戈班中硝安全玻璃（青島）有限公司 他5社

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

非連結子会社の数	5社
主要な非連結子会社の名称	双和運輸倉庫株式会社 他4社
関連会社の数	7社
主要な関連会社の名称	浙江博瑞中硝科技有限公司 他6社
持分法を適用しない理由	持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度において、前連結会計年度まで非連結子会社であったセントラル硝子プロダクツ株式会社、基佳電子材料シンガポール Pte. Ltd. の重要性が増したため、当該子会社を連結の範囲に含めております。

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、セントラルガラスチェコs.r.o. 他10社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 5. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

##### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ……………時価法

#### ③ 棚卸資産……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～22年

#### ② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### (3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。ただし、一部連結子会社は支給実績に基づく支給見込額を計上する方法によっております。

③ 事業構造改善引当金……………事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

④ 特別修繕引当金……………ガラス溶解炉等の定期的修繕費用の支出に備えるため、次回修繕の見積額と次回修繕までの稼働期間を勘案して計上しております。

⑤ 役員株式交付引当金……………役員向け株式交付規程に基づき、役員への株式の交付に備えるため、当連結会計年度に係る要交付額を見積り計上しております。

⑥ 従業員株式交付引当金……………従業員向け株式交付規程に基づき、従業員への株式の交付に備えるため、当連結会計年度に係る要交付額を見積り計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業などにおける簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で、権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、化成品及びガラス製品の製造、販売を行っております。これらの事業における製品販売については、製品の引渡、出荷、検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡、出荷、検収時点で収益を認識しております。また収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び奨励金などを控除した金額で測定しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお在外子会社等の資産・負債は、決算日の直物為替相場、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

#### ④ 重要なヘッジ会計の方法

##### イ. ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。

##### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

ヘッジ手段：コモディティ・スワップ取引

ヘッジ対象：燃料油

##### ハ. ヘッジ方針

債権債務、実需の範囲内での取引に限定し、将来の為替・商品価格等の変動リスク回避のためのヘッジを目的としており、投機目的の取引は行っておりません。

##### ニ. ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。

#### ⑤ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## III 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損処理

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 2,912百万円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、固定資産の減損処理にあたり、原則として、事業用資産については事業部門を基礎とした事業の関連性により、また遊休資産等については個別物件単位でグルーピングを行っております。また、連結子会社は原則として、会社単位を基礎としてグルーピングを行っております。各資産グループについては減損の兆候の有無を判断し、減損の兆候が存在する場合には、減損の認識及び測定を実施しております。減損の認識及び測定にあたっては、資産グループの帳簿価額と回収可能価額を比較し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。各資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額で算定しております。使用価値の算定に当たっては、毎年、最新の予算及び事業の成長性や一定の不確実性を考慮した事業計画を基に将来キャッシュ・フローを見積り、適正な割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

当連結会計年度では、事業用資産である電解液製造設備についてエネルギー材料事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、減損の兆候が認められたため、回収可能性を考慮した結果、減損損失を認識しております。

また、将来の使用が見込まれていない遊休資産等については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

固定資産の回収可能価額については、経営者の判断に基づく将来キャッシュ・フロー、割引率、事業の成長率等の前提条件に基づき算出しているため、事業計画や市場環境の変化等によりその前提条件に変更が生じた場合には、翌連結会計年度以降に減損損失が発生する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 6,492百万円

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社及び一部の連結子会社はグループ通算制度を適用しており、連結貸借対照表における繰延税金資産の主要な残高は当社を通算会社とした連結通算グループに係るものであり、その多くが当社の将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産であります。

当社は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）における分類3に該当し、今後5年間における一時差異等加減算前課税所得の見積額等に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の計上額を算定しております。

繰延税金資産の回収可能性は、当社の最新の予算及び事業の成長性や一定の不確実性を考慮した事業計画に基づいた将来課税所得の見積りに依存するため、事業計画や市場環境の変化等により前提とした仮定や条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### IV 連結損益計算書に関する注記

##### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	連結損益計算書上 の計上科目
チェコ 他	電解液製造設備	建物及び構築物 他	1,904	減損損失
神奈川県 川崎市 他	遊休資産等	建物及び構築物 他	1,008	減損損失

当社グループは、原則として事業用資産については事業部門を基礎とした事業の関連性により、遊休資産等については個別物件単位でグルーピングを行っております。また、連結子会社は原則として会社単位を基礎としてグルーピングを行っております。

電解液製造設備については、収益力が著しく低下し、回収可能価額が帳簿価額を下回る資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.8%~14.0%で割引いて算定しております。

将来の使用が見込まれていない遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。また、生産停止を決定した事業資産の回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

減損損失の内訳は以下のとおりです。

建物及び構築物	1,290百万円
機械装置及び運搬具	1,208
その他	413
計	2,912

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	42,975,995	—	16,975,995	26,000,000

(注) 2023年5月11日開催の取締役会決議により、2023年5月26日付で株式消却を行いました。これにより発行済株式総数が16,975,995株減少し26,000,000株となりました。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2023年5月24日 取締役会 (注1)	普通株式	1,920	77.50	2023年3月31日	2023年6月8日
2023年11月6日 取締役会 (注2)	普通株式	1,452	57.50	2023年9月30日	2023年12月1日

(注1) 配当金の総額には、関係会社に対する配当金2百万円を含めておりません。

(注2) 配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社 (信託口) (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行 (信託口)) が保有する当社株式に対する配当金27百万円が含まれておりますが、関係会社に対する配当金1百万円を含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月24日 取締役会 (注)	普通株式	2,563	利益剰余金	101.50	2024年3月31日	2024年6月10日

(注) 配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社 (信託口) (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行 (信託口)) が保有する当社株式に対する配当金48百万円が含まれておりますが、関係会社に対する配当金3百万円を含めておりません。

## VI 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債による方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの販売管理規程に従い、リスク低減を図っております。投資有価証券は、主として株式であり、個別銘柄ごとに検証し、当社の中長期的な企業価値の向上に資さない銘柄は売却を検討し、縮減を進めています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額12,624百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。現金は注記を省略しております。また、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	9,721	9,721	-
(2) 社債	(23,000)	(22,767)	232
(3) 長期借入金	(18,720)	(18,571)	148
(4) デリバティブ取引	32	32	-

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	9,721			9,721
デリバティブ取引		32		32
資産計	9,721	32		9,753

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債		22,767		22,767
長期借入金		18,571		18,571
負債計		41,339		41,339

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によって評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VII 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

VIII 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

報告セグメント	主要な事業	外部顧客への売上高
ガラス事業	建築用ガラス	23,500
	自動車用ガラス	27,733
	ガラス繊維	8,176
	その他	1
	計	59,413
化成品事業	素材化学品	17,022
	医療化学品	16,326
	電子材料	19,449
	エネルギー材料	32,430
	肥料	10,846
	その他	4,852
	計	100,926
合計		160,339

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「5. (4)② 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## IX 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 4,637円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 503円55銭   |

(注) 当社は、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は475,200株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において、277,542株であります。

## X 重要な後発事象

### 投資有価証券の売却

当社グループが保有する関係会社株式について、2024年4月に売却先と譲渡契約の基本合意に至りました。これに伴い2025年3月期に約10億円の特別損失を計上する見込みであります。

## XI その他

### 1. 企業結合に関する注記

#### 共通支配下の取引等

##### (1) 取引の概要

- ① 対象となった事業の名称及び当該事業の内容  
当社のガラス事業
- ② 企業結合日  
2023年4月1日
- ③ 企業結合の法的形式  
当社を分割会社とし、セントラル硝子プロダクツ株式会社を承継会社とする簡易吸収分割
- ④ 結合後企業の名称  
セントラル硝子株式会社及びセントラル硝子プロダクツ株式会社
- ⑤ その他取引の概要に関する事項  
当社の建築ガラス、自動車ガラス両部門の一体運営によって発現する相乗効果により、ガラス事業の安定した収益基盤を構築し、当社グループの経営目標の達成を推進することを目的としております。

##### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 2. 株式報酬制度に関する注記

### (1) 役員向け株式交付信託

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）および当社と委任契約を締結している執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

なお、本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

#### ① 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

#### ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は367百万円、株式数は123,700株であります。

### (2) 従業員向け株式交付信託

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、従業員を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、当社業績や株価への意識を高めることにより経営参画意識を持たせ、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

なお、本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

#### ① 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が従業員に対して、職位等に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて従業員に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時となります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は1,045百万円、株式数は351,500株であります。

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ ……時価法

##### (3) 棚卸資産 ……主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 ……定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3～50年

機械及び装置 4～22年

##### (2) 無形固定資産 ……定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金 ……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金 ……従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

##### (3) 事業構造改善引当金 ……事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (5) 役員株式交付引当金……………役員向け株式交付規程に基づき、役員への株式の交付に備えるため、当事業年度に係る要交付額を見積り計上しております。
- (6) 従業員株式交付引当金……………従業員向け株式交付規程に基づき、従業員への株式の交付に備えるため、当事業年度に係る要交付額を見積り計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 収益及び費用の計上基準

当社は以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換で、権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、化成品製品の製造、販売を行っております。事業における製品販売については、製品の引渡、出荷、検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡、出荷、検収時点で収益を認識しております。また収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び奨励金などを控除した金額で測定しております。

##### (2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (3) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。

## II 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## III 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損処理

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 1,533百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 6,294百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## IV 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権 15,888百万円

長期金銭債権 111百万円

短期金銭債務 13,243百万円

## V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 9,803百万円

仕入高 8,997百万円

営業取引以外の取引高 3,726百万円

## VI 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,188,084株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式475,200株が含まれております。

(変動事由の概要)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2023年5月26日に自己株式16,975,995株の消却を実施いたしました。この結果、当事業年度において、利益剰余金および自己株式がそれぞれ56,774百万円減少しております。

## VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	6,018百万円
退職給付引当金	414百万円
関係会社株式評価損	1,384百万円
減損損失	882百万円
分離先企業株式に係る一時差異	1,733百万円
その他	873百万円
繰延税金資産小計	11,306百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 1,644百万円
将来減算一時差異等の合計額に係る評価性引当額	△ 612百万円
繰延税金資産合計	9,049百万円
繰延税金負債との相殺	△ 2,754百万円
繰延税金資産の純額	6,294百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,481百万円
その他	272百万円
繰延税金負債合計	2,754百万円
繰延税金資産との相殺	△ 2,754百万円
繰延税金負債の純額	—

## VIII 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「VIII 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## IX 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)東商セントラル	直接100%	製品の販売	資金の貸借 (注1)	—	短期借入金	2,974
				製品の販売 (注2)	6,416	売掛金	2,322
				原材料の購入等 (注3)	4,778	—	—
	セントラル硝子プロダクツ(株)	直接100%	—	資産の譲渡 (注4)	37,845	—	—
				負債の譲渡 (注4)	13,312	—	—
	セントラル化成(株)	直接100%	資金の貸借	資金の貸借 (注1)	—	短期貸付金	6,841
				原料仕入の立替等 (注5)	—	未収入金	2,086
セントラル硝子販売(株)	直接100%	資金の貸借	資金の貸借 (注1)	—	短期借入金	2,379	

(注1) 資金の貸借については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われるため、取引金額の記載は省略しております。

(注2) 製品の販売は、一般的な取引条件を勘案し、交渉の上決定しております。取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 同社からの原材料の購入等については、適切公平な条件で取引しております。

(注4) 当社は2023年4月1日にガラス事業を会社分割によりセントラル硝子プロダクツ株式会社へ承継させました。上記の取引金額は、当社がセントラル硝子プロダクツ株式会社へ分割承継した資産および負債の金額を記載しております。なお、取引の内容については、連結注記表「XI その他」の「1. 企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。

(注5) 原料仕入の立替等は、同社の製造用原料の購入を立て替えたものです。

## X 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,377円90銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 435円78銭   |

(注) 当社は、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を「期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は475,200株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において、277,542株であります。

## XI 重要な後発事象

該当事項はありません。

## XII その他

### 1. 企業結合に関する注記

概要は連結注記表「XI その他」の「1. 企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。

### 2. 株式報酬制度に関する注記

#### (1) 役員向け株式交付信託

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）および当社と委任契約を締結している執行役員を対象とする株式報酬制度を導入しております。

概要は連結注記表「XI その他」の「2. (1) 役員向け株式交付信託」に記載のとおりであります。

#### (2) 従業員向け株式交付信託

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、従業員を対象とする株式報酬制度を導入しております。

概要は連結注記表「XI その他」の「2. (2) 従業員向け株式交付信託」に記載のとおりであります。

### 3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。